

令和2年度 第2回筑紫野市男女共同参画審議会 会議録

【開催日時】 令和2年12月14日（月）18:00～19:30

【開催場所】 二日市東コミュニティセンター 学習室1・2

【委員出席状況】

《出席》 倉富会長、森山副会長、柏熊委員、平野委員、瀧本委員、久保委員、片原委員、
椎葉委員、合田委員、村尾委員 以上10名

《欠席》 安恒委員、安永委員 以上2名

【事務局出席者】 人権政策・男女共同参画課

堀課長、吉田係長、中島、甲斐、嘉副 以上5名

【傍聴人】 1人

【会議概要】

はじめに

- ・事務局より会の成立の確認
- ・傍聴人受付状況の報告

1. 開会

事務局の司会により開会

2. 審議事項

「第3次ちくしの男女共同参画プラン 令和元年度実施状況」について

◎議事

- 基本目標Ⅱについて事務局より説明

【修正点】

P19 番号 38 健康推進課の2つ目の点「専門職等が訪問し～健康教室を6回実施。」を削除

●質疑応答

会長 事務局の説明に対して、質問、意見等があればお願いします。

委員 33番の学校教育のところでスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の派遣回数が245件、スクールカウンセラー（以下SC）が6件増えたということで、前年度SSWの派遣を増加するようお願いしたのも影響したのではと感じるが。

事務局 昨年比で245件増加ということですが、SSWが2年目になり、かなり回れるようになってきたということで担当課の方から聞いております。

委員 人員は増えてないのでしょうか。

事務局 増えておりません。

委員 全校を巡回されているのではなく、市役所に待機され、依頼があつて行かれているのですね。SC もそのような感じなののでしょうか。

事務局 中学校では各校に一人ずつ SC が配置されており、小学校では2、3校を掛け持ちで一人ずつ配置されています。一人ずつ配置している SC については県費から出ていますが、県の SC が相談に入れない時には、市の SC 1名が補いながら回っています。

委員 SC の方が人数は多いけれども、SSW の件数が多いということは、それだけ制度上の支援が必要であるということなのでもう少し増えてほしいなと思います。また、カウンセラーの方も公認心理士という国家資格ができたことで、あらゆる職業の方がカウンセリングできるような時代になりつつあるので連携をとれたらいいと感じました。

委員 14 ページの 27 番、課題・改善点のところ「新庁舎移転後市民課の相談室が事務フロアと離れてしまったため」とあるが離す必要があつたのでしょうか。離れたために「相談室を使用する場合はケースにより職員の安全確保が課題となっている。」とありますが、これはいかがですか。

事務局 まず、市民課の事務室と相談室を離す必要があつたのかということについて、市役所の正面玄関から入り、真正面に市民課が配置されています。両サイドに国保年金課や子育て支援課が並んでおり、その関係上一つ違う課を挟んだ隣に相談室を配置せざるを得ませんでした。

職員の安全確保の意味については、市民課の職員で聞き取りを行う際、ケースによっては別室でお話を聞くこともありますが、大声を出されるということもあつていと聞いています。そのときに中から知らせることができず、危険であるという意図で担当課は書いているようです。

委員 職員の安全確保というのは出ましたが、被害者の安全確保というのは別問題ではないですか。

事務局 被害者の安全確保について、相談室に入るまでの間は人目がある中を通っていかなければならないのですが、相談室の外からは中が見えないようになっています。

委員 33番のところでは差し支えなければ、どんな内容があったのか教えていただけますか。

事務局 内容はこちらの方では把握しておりません。

委員 学校からの要求なのか、子供からの要求なのか、親からの要求なのかそれぞれ内容が違うと思います。1番は学校現場の中で子供たちが不合理なことや、様々な問題を訴えられることがベストだと思うので、そこが分かればと感じました。

会長 33番というのは学校におけるセクハラ防止として挙がっていますが、SSWであれば、児童虐待に関するところもあると思います。例えば26番の相談窓口の周知徹底のところ「相談窓口の案内を全小中学校において行った」に留まっているので、具体的にSSWの動きを把握されているのか確認したいと思いました。

事務局 SSWが実際にどういった内容で、どのように動いているのか担当課の方に確認し、皆様にお知らせしたいと思います。

副会長 25番の文言で「DV担当者研修会」とあるが、何となく違和感がある。27番でも人権政策・男女共同参画課は「DV担当者」と書いていますが、国保年金課では「DV対策担当者」と書かれています。あるいは、人権政策・男女共同参画課の3つ目の点で「DV防止セミナー」とありますが、学校教育課では「DVセミナー」となっています。これは各課の使い方だと思いますが、意識の問題もあると思います。該当する人がそういう言葉を聞いたときにどうかと感ずるので、各課で統一できるのであれば統一したほうがいいと思います。

事務局 25番で「DV担当者研修会」と書いていますが、県が開催するものが複数あるので、それを総括して記載しています。正式な言葉で被害者のことも考慮し、また各課で使用している文言についても整理をして掲載したいと思います。

会長 他にないでしょうか。次に、基本目標Ⅲについて事務局よりお願いします。

●基本目標Ⅲについて事務局より説明

●質疑応答

- 会長 事務局の説明に対して、質問、意見等があればお願いします。
- 少し気になるところがあるのですが、43番の課題や改善点で「介護予防に意識の高い参加者が多いが、引きこもりがちの高齢者をいかに事業に参加してもらうか」とあり継続的にこの課題は挙がっているのではないかと思うのですが、解決が難しいのでしょうか。
- 事務局 担当者もこの課題は認識しながら事業を継続してきていると思いますが、中々簡単に解決とはいかないようです。
- 委員 42番の高齢者支援課のところでは包括支援センターと高齢者支援課で年に2回健康教室を各行政区に声をかけて開催していただいています。この前の説明会で来年度は1回になるというお話でした。各行政区でもいろいろサロンをしており、出てくる人が同じメンバーにはなっています。サロンですることと別に健康教室というのは包括支援センターや高齢者支援課、健康推進課の方でいろいろしていただき、高齢者にとってはかなり役に立っています。できれば高齢者が出てくる回数を減らさず、2回のままで続けていただきたいなと思います。
- 事務局 ご意見をいただいたということで担当課の方に伝えておきます。
- 会長 他にいかがでしょうか。
- 委員 先ほどの高齢者の引きこもりの件で、私が地域福祉計画と介護保険の審議委員を務めているのですが、地域福祉計画では最初に自助があつて共助・公助の順になっています。訴えないと何もしてもらえない、まず自分が声を出して、次に地域が見て、それでダメだったら行政がというシステムになっていて、そのために地域福祉計画があるというのは分かっています。でも訴えられない人たちがたくさんいて、そこを経なければ公助にはなりません。今コロナウイルスでも公助が最後で、自助努力をなささいと言われていますが、高齢者になると中々難しいです。そういうところでは、先ほど言われていた健康教室を開く等、高齢者支援課は高齢者をターゲットにして一人でも多くの方が声を上げられるよう、公助がどうあるべきかを考えなければいけないのではないかと感じます。言えない人というのはたくさんいて、高齢者だけではなく学校の問題でもそうですが、上げた人が勝ちで、上げられない人たちが落とされていくという状況があります。いろいろな事業をしながら回数を増やして、声を出せない高齢者に対して何ができるのか高齢者福祉について考えないといけません。そこに地域があつて自助、共助があると思います。

会長 事業番号 42、43、44 番については、男性が地域で中々繋がらないところが男女共同参画の視点で見ると問題だと思います。自助というのは男性の場合「助けて」と言えないと思います。その辺も配慮した関わりが必要だと感じます。

委員 それは男性が、働くことだけを強いられてきた時代があって、社会から外れたときに地域に馴染めず、声を上げられないからいけないんだというパターンになります。しかし、男女共同参画を国や行政が推進していくのは、女性だけのためではなく、それは今まで生きづらかった男性のためでもあるということを考えなければなりません。

事務局 すごく大切な問題だと思っています。また、簡単に解決できるような問題ではありませんので、担当課とも今後十分な協議が必要になってくると思います。いただいた意見を持ちまして担当課と協議を続けていきたいと思っております。

委員 ちくしのフォーラムが、男女共同参画をテーマにした寸劇を使って学習会を地域で開いてこられました。実際に私も舅と同居するようになって感じたのですが、男女平等と言いながら家父長制度や無意識のうちに家事などは女性の役目だというふうになっています。嫁いだ時もそれは当然だと思っていたことが、筑紫野市の海外研修に参加し、海外を見て日本がおかしいということに気づき、小さなことですが家の中から男女平等を進めていこうと取り組んできました。すると少しずつ舅も男女平等の重要性を分かってくれて、今では自分で家事をするようになりました。根気よくずっと訴え続けることで自分にとっても良いということに気づき、家族との関係もうまくいき始めています。今後もそういう取り組みを続けていきたいなと思います。

会長 高齢者の男性の生活自立ということですね。他にいかがでしょうか。

委員 25 ページで令和元年度の外国人相談者が 0 名となっています。私は、国際交流の会合に入っているのですが、10 年前までは小学校などから外国人の方と交流をしたいということで、相談をいただいていた。会員の知り合いの外国人の方に小学校に入って、話をしていただくなど橋渡しをしていた時期があったのですが、最近学校からの要望もなく、触れ合う機会がなくなってきたのかなと思います。筑紫野市は外国人の数も増えてきていますが、触れ合い、交流する機会がありません。私の所属する団体も外国の方をメンバーとして誘いこみきれておらず、会員の知り合いを通していただき活動を続けてきました。学校教育の中で国際交流は

もっと進んでいかなければいけないと思います。以前は健康管理事務所や相談所に一緒に行っていたので、外国人からの相談が0とありましたが、筑紫野市に住んでいる外国の方たちの困りごとはないのかなと感じました。

事務局 相談室の0というのはご承知のとおり女性センター相談室での件数です。相談カードやチラシに特に外国語で書いているわけではなく、それを見て外国人の方が相談に来るといっているのは中々ないと思います。外国の方から相談があったときに外国語に対応できる相談機関に繋ぐ体制は整えていますが、それをいかにしてお知らせしていくかが大切と思っています。

会長 国際交流に関しては、9ページの筑紫女学園大学との交流事業の紹介はありましたが、筑紫野市の小学校などで交流するといったことは学校教育課ではしてないのでしょうか。交流があつたら相談にも繋がるとは思います。

事務局 それぞれの学校の取組としてどういう国際交流をされているのかというところまでは把握できていません。一斉にというより、それぞれの学校の取組で確認してみないと分かりません。

会長 他にいかがでしょうか。先ほどの高齢者の生活自立が皆さんのいい関係に繋がっていくということだったので、21ページの44番高齢男性の生活自立への支援のところ、高齢者支援課が単なる支援だけでなく、男女共同参画の視点に立って事業を実施いただくと公助に繋がるのではと思いました。
次に基本目標Ⅳについて事務局よりお願いします。

●基本目標Ⅳについて事務局より説明

●質疑応答

会長 事務局の説明に対して、質問、意見等があればお願いします。

委員 要望になりますが、市の海外派遣研修事業「女性の翼」が26年前に始まり、既に事業は終了しましたが、その当時参加された方たちが120名近くいます。参加された皆さんが言われるのは、研修がターニングポイントになって自分の人生が変わり、地域を変えていこうという原動力になったということです。そこから市議会議員になる方、区長になる方、市民団体に活躍している方もいらっしゃる、あの事業というのはものすごい影響を与えていたのだなと感じました。しかし、メンバーも高齢になり、事業も終わり、後が続かない状況になっています。そこで、本当に

筑紫野市が男女共同参画を推進していくとなったときに予算のことも言われますが、今の若い人たちが研修を受けられるような企画をしていただけないかと思えます。もう一度形を変えてそういう事業をすることが男女共同参画の推進になると感じます。今コロナ禍でそういったことをするのはとんでもないと言われるのはごもっともですが、逆にリモートで海外と繋がり研修を受けることができる時代なので、子育て中の女性で自分の時間がない人でもリモートという形態でどんどん吸収できます。これが成功したらすごいパワーになるだろうと思うので、若い世代が参加しやすい事業、企画を復活させていただけたらというのが今日お伝えしたかったことです。

会長 27 ページの 60 番に女性人材育成のためのセミナー等の開催又は情報提供とありますが、市では開催が難しいのでしょうか。

事務局 すぐに単独で開催するというのは容易ではなく、制限されることもありますので、その中でどういうやり方で何ができるのかを常に考えていかなければならないと感じます。若い女性リーダーの育成というのも、筑紫野市だけではなくどこの地域でも大きな課題になっています。本市においてもできること、できないことありますので工夫をしながら進めていかなければならないと思います。

委員 27 ページの 59 番、総務課の「区長の推薦依頼を行う際に、女性登用についても併せて依頼を行った。」とありますが、区長を2年に1回推薦するとき用紙に1～2行で女性をぜひという文言が少し入ってくるだけです。また、区長制度は長い間男性社会できているので、中々各行政区で女性を推薦するというのは難しいみたいです。コミュニティ推進課のコミュニティの女性役員のことも含めて、コミュニティの中には自治会長も入っているので、そういうところで女性が出ていけるような研修をしていただかないと、文章の中に入れてぐらいでは中々女性が推薦されないのではないかと感じます。

事務局 男女共同参画の方でも、ちくしのフォーラムさんのお力を借りながら、今年度は開催できませんでしたが、市民懇談会で各行政区の中で寸劇を交えて、女性の参画、登用の話をさせていただくことはあるのですが、それぞれの行政区に入り、訴え、浸透させていくのは中々難しいなというふうに感じます。総務課、コミュニティ推進課の職員と共有しながら、これまで通りのやり方ではなく、一步踏み込んだところでできないかということで工夫しながらやっていきたいと思っています。

会長 PTA で活動された女性が地域でまた活動されるという例もあるので、人材の発掘

も必要だと思います。

委員 小学校や中学校で役員をすると地域に目を付けられます。仕事をしている、子育てもしている、それで地域のことでとなると時間が取られますし、家庭の方がぐちゃぐちゃになるので、地域によっては PTA ですら役を引き受ける人が少ないです。そのため選考する側も大変になり、選考側から役員を出さないといけない状況になります。やるからには自分たちもやれる環境がないと、お母さんましてやお父さんも夫婦でお願いされる家庭もあるので、地域と学校そして家庭のバランスが難しいのかなという感じを受けます。

会長 それは環境整備や活動しやすい制度にしないと難しいですね。
基本目標Ⅳについて他にありませんか。では、最後のプラン推進のための施策をお願いします。

●プラン推進のための施策について事務局より説明

●質疑応答

会長 今の報告についてご意見やご質問がある方はいますか。

委員 34 ページの 84、85 番で課題や改善点に「管理監督職員に対して計画への理解と推進の徹底を求める。」「管理監督職研修のテーマに取り上げる等して研修の実施を検討する。」とありますが、管理監督者にこういう言葉が出てくること自体がどうなのかなと思いました。

会長 管理監督者に対しての方が厳しい文言になっているということですね。これは何か意図があるのでしょうか。

事務局 管理監督職が責任を持って進めなければならないということで、まずは管理監督職に徹底するというのが基本になっております。ただ、令和元年度については研修ができておりませんでした。人事課としてはそこが重要だと認識を持っています。

事務局 職員が働きやすい環境を作るのは、係長以上の管理監督職員の役割だと思います。担当の職員が働きにくいと感じると、全体の職員の歯車がうまく回らなくなるので、そこは係長以上の職員は働きやすい環境を整える役目があると思います。

委員 セクシュアル・ハラスメントだけでなくパワーハラスメントなどいろいろなハラスメントがあると思います。ここに書かれているのは、セクシュアル・ハラスメントのことだけなので、パワーハラスメントなども職場の中にはあるだろうと思います。

事務局 むしろセクハラよりもパワハラの方が多いのではないかと思えます。

委員 そうですね。そのため、そこも意識した研修が、職員が気持ちよく働ける職場づくりのためには必要だと思えます。

副会長 87番でセクハラ相談員への報告件数は0件だったとありますが、率直に相談しにくいのか、いないのかという問題になってくると思えます。平成29年度の市民意識調査を見ると約40%の企業で女性がセクハラを受けたという数字が挙がっているのに対して、0というのは働きやすい職場なのかどうなのかと思えます。来年度が職員意識調査の年になっているので、そういった項目を挙げられるのでしょうか。

事務局 職員意識調査の中で記載してもらった箇所がありますので、過去にはそれでケースが挙がってきたということも聞いております。相談件数が、0だからセクハラがなかったというのではなく、これから職員意識調査の調査項目も検討してまいりますので、実態がどうなのかを捉えられるよう考えていきたいと思えます。

委員 ストレスチェックというのをされていると思うので、そこから産業医が上手に関わることで、出てくるかもしれないですね。

事務局 ストレスチェックが毎年ありますが、結果に応じて相談に繋げるというものです。人事課の方では情報を把握しています。

委員 今は相談窓口が職員なんですよね。職場の中でのセクハラ等を職員間の中で相談ができるのかですよね。本当に職員のことを考えるなら、ちゃんとした相談ができる窓口を作っておかないと、中々挙がってこないと思えます。
また、83番の育児休暇のところ「育児参加休暇」というのがあると思えますが、「参加」とあるから男性の育休取得が進まないという話に以前なりましたよね。

事務局 昨年の審議会でご意見をいただきましたが、人事課にご意見を伝えまして、協議をしております。結果的に国や近隣自治体などの呼称と合わせた取り扱いをすると

いうことでした。筑紫野市だけで独自の呼び方をすると、それが同じものを指していることが分かりづらくなるので、ご意見の内容は十分に理解できるが、他と統一した呼び方にするという事です。

委員 ただそれは、男性は参加でしかないという意識が国や県であってもあるということと、人事課がそういう意識だということですよ。 「障害者」という表記について問題になって、障がい者に害があるのかという話になりました。そして、「害」を平仮名の「がい」にするということになりました。そこで「参加」もおかしいとなればその言葉をどういうふうにして注釈を入れるなど、変えようとする意識があるのなら論議されると思います。国の文言だから、統一だからということであれば、そこに男性は参加だという考えになるでしょうね。私たちは男は参加というところにすごく抵抗がありますけど、男女にとって参加は関係ないということですよ。男性は子どもを産めませんが、だからといって参加という形だけでやってはいけないということでの投げかけであったと思います。これが国や県での呼称だからというのは答えになってないのではないかと思います。

会長 法律用語というわけではないのですよね。

事務局 法律用語ではないですが、ここは統一するという事で回答が出ております。再度審議会の意見として伝えたいと思います。

会長 他にはいかがでしょうか。それではこれで審議は終了となりますが、全体を通して何かご意見、ご質問等はないでしょうか。それでは次第の3に移ります。

3. 今後の予定

会長 事務局からお願いします。

事務局 本日の審議をもちまして、今年度の審議会が終了となります。今年度の審議会を通しまして、委員の皆様から頂戴しましたご意見、内容についてまとめを作成していきますが、昨年同様、会長と事務局の方でまず原案を作成するという事でよろしいでしょうか。その後、皆様に見ていただきまして、ご意見等ございましたら頂戴した上で最終的なとりまとめを行っていきたく思います。よろしく願いいたします。

2点目です。来年度以降の予定としまして、令和3年度に市民意識調査、職員意識調査を実施いたします。翌年の令和4年度は第3次ちくしの男女共同参画プランの中間見直しの年となります。また、令和3年度は5月1日から審議会委員の改選

も控えております。今後の予定としては以上です。

4. その他

事務局 事務局からは特にありません。

会長 発言のなかった方から一言ずついただけたらと思います。

委員 今年度は、コロナ禍で一堂に会することが難しく、審議会としてもそうですが、私も絶賛子育て中で、学校も休校を取り戻すために必死に巻き上げていて、先生方も大変な中でやらないといけないことなど、先の見通しが立たない状況で本当に忙しいだろうなと感じています。そういった中で先ほど言われていた研修会やイベントなどオンラインで参加できるものは助かっています。ぜひ自治体で主催されるイベント等もオンラインで開催するなど検討し、広報していただけたらと思います。

委員 市全体で男女共同に関わって推進されているのは素晴らしいなと思いますし、今回参加させていただきながら、いろんな取組をされていることを今回学ばせてもらいました。特に学校に関わって男女共同についての推進計画等があります。それを見ながら確実にそして、実のあるものになるように今後また学びながら、実行できるような力を発揮できたらなと思っております。

委員 今回初めて参加させてもらいましたが、筑紫野市がこれだけ男女共同参画に力を入れているということが分かり、ためになりました。これからコロナ禍で厳しいと思いますが、皆さんと同じようにオンラインを活用していただけたらと思います。

5. 閉会

会長 私の方から一言ご挨拶させていただきます。筑紫野市は育ジイ養成講座をされていますよね。私は他の市でも筑紫野市の取組を紹介しております。男性の参画で孫を育てるといいなと思いますし、まだ続いているのはすばらしいことだと思います。筑紫野市は人権の方でしっかり取り組んでおられるので、その流れの中で男女共同参画も具体的に取り組んでおられるなという印象はあります。まだまだやらないといけないことをこちらからはご提案していますが、模範になることはどんどんやっていただきたいと思います。そういう意味では先ほどの育児参加も組織の中で発信していただいて筑紫野市から全国を変えるというふうになればいいなと思います。本当に皆さんにいろいろなご意見をいただいて、審議会を充

実して進めることができました。ありがとうございました。

副会長 私も今年度2回審議会に参加しましたが、いろいろな意見を聞くたびに新たな学習の場になりました。自分では理解を深めているなど思いながら、また新たな視点が加わり、本当に勉強になったと実感しています。またこれから学んだことを活かしていきたいと思います。男女共同参画担当の皆さんは私たちの述べた意見を取りまとめて大変な作業になると思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。まとめたものについてはまた、お知らせがあるとのことですので、我々もまたそれを見て、意見があればお伝えする機会があると思っていますのでよろしくお願ひしたいと思っています。皆さんお疲れ様でした。

●人権政策・男女共同参画課長より謝辞

19時30分閉会

配布資料

・筑紫野市男女共同参画審議会（第2回）次第